

公益財団法人新潟県市町村振興協会基金貸付細則

平成24年5月26日

細則第2号

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人新潟県市町村振興協会基金積立運用規程（以下「規程」という。）第5条に基づき、公益財団法人新潟県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合（以下「市町村等」という。）に対して基金の資金（以下「資金」という。）を貸し付ける場合の貸付条件、手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(資金貸付の理念)

第2条 協会は、この資金が市町村の総有的資産であるという基本的な認識のもとに、その貸付にあたっては、すべての市町村等が公平に本資金の貸付による利益を享受できるよう適切な運用につとめ、もって、市町村等の均衡ある発展に資するものとする。

(貸付の種類)

第3条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

2 長期貸付とは、貸付対象事業に係る地方債の同意又は許可（以下「同意等」という。）を受ける市町村等に対する貸付で、一会計年度を超えるものをいう。

3 短期貸付とは、貸付対象事業に係る一時借入金としての貸付で、同一会計年度に償還されるものをいう。

(貸付対象事業の細目)

第4条 規程第4条で定める貸付対象事業の細目は、別表のとおりとする。

(貸付の要件)

第5条 資金の貸付を受けようとする市町村等は、次の各号に掲げ

る要件を具備しなければならない。

- (1) 事業の計画が適切であること。
- (2) 償還の見込みが確実であること。
- (3) 元利金の償還について、延滞がないこと。
- (4) 長期貸付については、地方債の同意等を受けているか、又は当該年度において地方債の同意等を受けることが確実と認められるものでなければならない。

(貸付の方法)

第 6 条 資金の貸付は、証書貸付の方法により行うものとする。

(貸付の条件等)

第 7 条 資金の貸付の条件は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 貸付利率は、貸付日における財政融資資金の貸付金利を基準として、理事長が決定する。
- (2) 償還期限は、長期貸付にあつては 5 年、12 年（うち据置期間 2 年以内）、15 年（うち据置期間 3 年以内）、20 年（うち据置期間 3 年以内）とし、短期貸付にあつては、同一会計年度内とする。
- (3) 償還方法は、長期貸付にあつては半年賦元金均等償還の方法により、短期貸付にあつては一括弁済の方法によるものとする。
- (4) 利息については、長期貸付にあつては借入日の翌日から最終償還の日まで、短期貸付にあつては借入日の翌日から元金償還の日までとする。

2 貸付額は、10 万単位とし、その最低額は 100 万円とする。

(借入の申込)

第 8 条 資金の貸付を受けようとする市町村等は、原則として借入の月の前月末日までに次に掲げる書類を協会に提出するものとする。

- (1) 借入申込書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画調書（様式第 2 号）

(3) 長期貸付にあつては、起債同意書、起債許可書の写又は同意等予定額通知書の写

(4) 短期貸付にあつては、一時借入金現在額調（様式第3号）

2 前項に定めるもののほか、協会は市町村等に対し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（貸付の決定）

第9条 理事長は、借入の申込を受けたときは、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、貸付を行うことに決定した市町村等に対しては借用証書（様式第5号）の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町村等に対しては、その旨を通知するものとする。

（貸付及び償還の実行）

第10条 市町村等は、前条の借用証書を直ちに協会に提出するものとし、協会はこれと引換えに資金を送付するものとする。

2 協会は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金について償還年次表（様式第6号）を当該市町村等に送付するものとする。

3 協会は、元利金の償還期日の2週間前までに元利金払込通知書（様式第7号）を、市町村等に送付するものとする。

4 市町村等は、前項に規定する元利金払込通知書の定めるところにより、元利金を払込むものとする。

（繰上償還）

第11条 理事長は、市町村等が貸付金を目的外の用途に使用した場合においては、当該市町村等に対して貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。この場合において、協会は繰上償還させようとする日の10日前までに当該市町村等に対して、繰上償還通知書（様式第8号）を送付するものとする。

2 市町村等は、貸付金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合において当該市町村等は、あらかじめ繰上償還届（様式第9号）を協会に提出しなければならない。

3 協会は、前項の規定による繰上償還の届出があったときは、当該市町村等に対して、繰上償還させようとする日の10日前までに繰上償還通知書を送付するものとする。

4 市町村等は、第1項又は前項の規定による繰上償還通知書の定めるところにより、元利金を払い込まなければならない。

5 協会は、貸付金の一部の繰上償還を受けたときは、当該貸付に係る償還年次表を修正のうえ、当該市町村等に送付するものとする。

(延滞利息の支払)

第12条 理事長は、市町村等が元金及び利息の支払期日にその全部又は一部の支払いをしなかったときは、当該支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その延滞した額につき年10パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収する。ただし、当該計算方法により算出された額が100円未満のときは、この限りではない。

2 前項に規定する延滞利息の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(委任)

第13条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この細則は、公益財団法人新潟県市町村振興協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から適用する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から適用する。